

蒲郡市いじめ防止基本方針【概要版】

I はじめに

蒲郡市は、いじめを社会全体の問題と捉え、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が一体となって子どもを守り育てていくという強い決意のもと、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を示すものとして「蒲郡市いじめ防止基本方針」を定めます。

II 構成及び主な内容

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る、絶対に許されない行為であり、いじめを絶対に許さないという強い意志をもち、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本として、いじめの防止等の対策に取り組みます。

2 市、学校、地域、関係機関及び保護者の役割

(1) 市の役割

児童生徒が、安心して学び、生活できる地域社会をつくるため、いじめの防止等のための基本的な方針を定め、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のために必要な施策を策定し、実施します。

(2) 学校の役割

児童生徒が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校づくりを目指します。

(3) 地域や関係機関の役割

児童生徒が、安心して生活できる環境づくりに努めます。

(4) 保護者の役割

日頃から子どもに寄り添い、相談できる親子関係づくりに努め、いじめの疑いがあったり、いじめが発見されたりした場合は、速やかに学校や関係機関に相談します。

第2 蒲郡市としての取組

1 組織の設置

(1) 蒲郡市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図ります。

(2) 蒲郡市いじめ問題調査委員会（市教育委員会の附属機関）

市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策、重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合の調査組織を兼ねます。

(3) 蒲郡市いじめ問題再調査委員会の設置

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに調査を行います。

2 いじめの防止・早期発見・対処に対する市の主な取組

- 各学校への指導・助言
- いじめに関する研修の充実
- 一人一人を大切にする教育の充実
- 相談体制の整備
- 連携・協働体制の整備
- ネット上のいじめへの対応
- 重大事態への対処（「第4 重大事態への対処」を参照）等

第3 学校としての取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織「学校いじめ防止等対策委員会」の設置
- 3 市教育委員会と連携し、いじめの防止や早期発見、対処等

第4 重大事態への対処

いじめの重大事態とは次の場合を言います。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・児童生徒が自殺を企図したとき。
- ・身体に重大な傷害を負ったとき。
- ・金品等に重大な被害を被ったとき。
- ・精神性の疾患を発症したとき。 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（年間30日が目安）

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

《重大事態があった場合の調査の流れ》

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告します。

(2) 調査の趣旨及び調査主体・組織

- ・ 重大事態の調査は、市教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があります。
- ・ 調査を行う主体やどのような調査組織とするかについては、対象事案に応じて市教育委員会が判断します。
- ・ 市教育委員会が主体となって調査を行う場合調査委員会を調査組織として調査を行います。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を調査します。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供をします。
- ・ 調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。

(5) 市長による再調査及び措置

- ・ 市長が必要と認めるときは、調査結果について再調査を行います。
- ・ 再調査にあたっては、再調査委員会が行い、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明します。
- ・ 再調査を行った場合、市長は個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告し、必要な措置を講じます。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

蒲郡市は、市基本方針に基づく毎年度の取組実施結果をまとめ、点検及び評価を行い、連絡協議会等の意見を踏まえて、取組の必要な見直しを行います。